

奥山工場（可燃ごみ）受入基準

1 根拠条例

- ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 30 条第 2 項
- ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 27 条

2 受入基準

下表摘要欄に示した 1 日あたりの受入条件は、1 排出者について受け入れることができる量を示したものである。

ごみピットへ直接投入できるもの	
生ごみ	一般廃棄物（事業系）の場合、貝（1 日 1 トンまで）、解体した鳥獣等（1 日 4 5 リットル袋 4 袋まで）
紙くず	書類、段ボール、書籍等
繊維類	衣類、布団、毛布、ネット（4 5 リットル袋入り）、ロープ（長さ 1 0 0 c m 以内）、布製バッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。
草・わら・つる・落ち葉	4 5 リットル袋入り。もしくは、4 5 リットル袋程度に縛ること。 ※土を取り除くこと。
軟質プラスチック	ビニールシート（大きさ 1 0 0 c m × 1 0 0 c m 以内）、ゴムホース（長さ 1 0 0 c m 以内）、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1 日 2 0 0 k g まで受入れる。
発泡スチロール	大きさ 3 0 c m × 3 0 c m × 3 0 c m 以内 ※1 日 2 0 0 k g まで受入れる。
ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等	※1 日 4 5 リットル袋 5 袋まで受入れる。

破砕処理が必要なもの	
木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等	棒状の木材（長さ 1 5 0 c m × 直径 2 0 c m 以内） ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。 ※直径 2 0 c m を越える場合は、長さ 2 0 c m で輪切りにすること。 ※幹径 2 0 c m 以上の大きな根は取り除くこと。
	板状の木材（長さ 1 8 0 c m × 幅 9 0 c m 以内） ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。
	パレット（大きさ 1 0 0 c m × 1 0 0 c m 以内） ※金属等の異物を取り除くこと。
繊維類	畳、ござ、すだれ、よしず、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布、ネット（大きさ 1 0 0 c m × 1 0 0 c m 以内）等
草・わら・つる・落ち葉	1 5 0 c m 以内 ※土を取り除くこと。
竹、笹	長さ 5 0 c m 以内※根を取り除くこと。

発泡スチロール	大きさ30cm×30cm×30cmを超え60cm×60cm×60cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
体育館マット、ベッドマット等	幅150cm×長さ200cm以内 ※スプリング無しのものに限る。
その他	ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。

処理除外物（奥山工場で処理できないもの）		
項 目	具 体 例	例 外
下関市外の場所から排出された廃棄物	・下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・中小企業基本法第2条第1号若しくは第2号に規定する中小企業者ではない者が排出した産業廃棄物	
有害性のあるもの	・感染性廃棄物（注射器、注射針等） ・ボタン電池、コイン電池（BR・CR以外） ・蛍光灯、水銀灯等 ・アスベスト含有製品 ・PCB及びPCB汚染物を含むもの	蛍光灯は、一般廃棄物（家庭系）であれば1日10本まで受入れる。
危険性のあるもの	・劇薬、農薬等 ・毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・石油類、塗料、シンナー等 ・火薬類、マッチ、ライター等 ・ガスボンベ類	石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
著しく悪臭を発するもの	・汚物、ふん尿等	
特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物	・感染性廃棄物 ・廃水銀等 ・PCB及びPCB使用製品 ・廃石綿等	
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの	・電動ベッド ・電子ピアノ ・電子オルガン ・ピアノ ・オルガン ・シニアカー ・太陽熱温水器 ・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール（断熱材） ・大量の粉体（のこくず、シュレッダーくず、小麦粉等） ・木造船 ・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	・のこくずは、水に湿らせ1日45リットル袋5袋まで受入れる。

社会通念上、「ごみ」として認識されていないもの	・仏壇、仏具、神具、墓石等	
不燃性のあるもの	・不燃性クロス、不燃性カーテン、不燃性じゅうたん等	
リサイクル制度等があるもの	・テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ） ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫 ・電気洗濯機、衣類乾燥機 ・エアコン ・パソコン ・自動車 ・オートバイ、原動機付自転車 ・FRP船 ・消火器 ・廃タイヤ ・トナーカートリッジ	・プリンタ、スキャナ、外付けハードディスク等周辺機器は受入れる。
廃油、廃酸、廃アルカリ	・潤滑油、グリス、食用油、ドライクリーニング溶剤等 ・塩酸、エッチング廃液等 ・金属せっけん廃液、廃ソーダ液等	廃油については、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
動植物性残渣	・動物性残さ（魚・獣の骨、皮、内臓、缶詰・瓶詰の不良品、卵殻、貝殻等） ・植物性残さ（酒かす、ビールかす、豆腐かす、大豆かす、野菜かす等）	産業廃棄物の場合、貝は1日1tまで、解体した鳥獣等は1日45リットル袋4袋まで受入れる。
動物系固形不要物	・と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生ずる骨等	
鉍さい	・スラグ、ノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂等	
動物のふん尿	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などのふん尿	一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り1日45リットル袋4袋まで受入れる。
動物の死体	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などの死体	一般廃棄物（家庭系）であれば30kg程度の小型獣（鶏、犬、猫等）1日1匹まで受け入れる。
ばいじん	・集じん機捕集ダスト、焼却灰等	

3 注意事項

下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱第2条第1号に規定する奥山工場搬入許可業者が、計量カードで搬入する場合は、「産業廃棄物を除く可燃ごみ」の搬入しか認めない。

解体した鳥獣等で公益性の高いものについては、協議の上、受入れ量以上の搬入を認めることがある。

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがある。

4 受入基準の改定

本基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせて、必要の都度見直し改定する。

平成 22.5.31 初版
平成 25.5.1 改訂 1
平成 29.1.20 改訂 2
令和 4.4.1 改訂 3
令和 5.12.8 改訂 4
令和 7.2.14 改訂 5

吉母管理場受入基準

1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 30 条第 2 項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 27 条で定める受入基準について記載したものである。

2 受入基準

吉母管理場は、原則不燃物を処理する一般廃棄物処理施設であり、詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

種 類		受入れる廃棄物の例示	個別基準
産 業 廃 棄 物	燃え殻	廃棄物焼却灰、石炭殻、 コークス灰、炉清掃排出物、 ボトムアッシュ、廃カーボン等	・成分が分かる証明書を添付すること（有害でないと認めるもの）。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、この限りでない。 ・熱灼減量 15% 以下のもの。 ・あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの。
	汚泥	泥状なもの	含水率 85% 以下に脱水したもの。
	廃プラスチック類	合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、 F R P、合成樹脂建材（塩ビパイプ、塩ビ波板）等	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	ゴムくず	天然ゴム	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	金属くず	鉄くず、スクラップ、ブリキ、 トタンくず、箔くず、鉛管くず、 銅線くず、鉄粉、切削くず、	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破断してあること。

		溶接かす、アルミ建材等	
	ガラスくず 及び陶磁器 くず	ガラスくず、耐火レンガくず、 セメント製品くず、陶器くず、 磁器くず、シリカ、大理石等	30cm を超えるものは 30cm 程度 以下に破碎してあること。(ビン 類は、中空でないように破碎し たものに限る)
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴 って生じたコンクリートの破片そ の他これに類する不要物（コンク リート破片、レンガ破片、ブロッ ク破片、瓦破片等）	30cm を超えるものは 30cm 程度 以下に破碎してあること。
		廃石こうボード等建材類	・石綿非含有のもの ※要証明 ・100cm を超えるものは 100cm 程度以下。 ・紙類が付着していないもの。

※産業廃棄物は、中小企業法第2条第1号または第2号の規定に該当する事業者が排出した産業廃棄物に限る（農業、漁業、製造業、建築・解体業等）

家庭系一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	30cm を超えるものは 30cm 程度 以下に破碎してあること。
		廃石こうボード	・石綿非含有のもの ※要証明 ・石綿非含有を証明できないものは、厚手の透明ビニール袋に二重包装し、入れ口を折り込み中身が動かないようにテープで1周巻き込みふさぐこと。 ・30cm を超えるものは 30cm 程度以下。 ・紙類が付着していないもの。
	金属くず	廃家電製品等	リサイクル制度のあるものは除く。
	廃プラスチック類	硬質のもの	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に切断してあること。
	スプリングマットレス等	スプリングマットレス、スプリングの入ったソファー等	
	上記以外の不燃物	上記以外の不燃物については、処理除外物以外、基本受入れる。	

3 処理除外物（吉母管理場で受入できないもの）※上位基準

基 準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物	・下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・中小企業法第2条第1号または第2号の規定に該当しない事業者が排出した産業廃棄物。 ・国及び県から排出された廃棄物については、大企業から排出されたものと同等扱いとする。	
有害性のあるもの	・感染性廃棄物（注射器、注射針等）、ボタン電池、コイン電池、蛍光灯等、石綿（アスベスト）含有物 ・PCB及びPCB汚染物を含むもの	家庭系一般廃棄物のうち、1日10本までの蛍光灯及び1日5kgまでの電池（乾電池、小型充電式電池、コイン電池（BR・CRのみ））。
危険性のあるもの	・劇薬、農薬等 ・毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・石油類、塗料、シンナー等 ・火薬類、マッチ ・ガスボンベ類	家庭系一般廃棄物のうち、1日1kgまでのライター。（オイルまたはガスを抜いたものに限る）
著しく悪臭を発するもの	・汚物類 ・ふん尿等	
特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物	・PCB及びPCB使用製品 ・ばいじん ・感染性廃棄物等	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	・仏壇、仏具、神具、墓石等	
リサイクル制度等のあるもの	・特定家庭用機器 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等	・分解、解体されたパソコン ・タイヤの付いていないホイールのみ可 ・自転車、一輪車等に付属

	・自動車 ・オートバイ ・原動機付自転車 ・廃タイヤ ・FRP船 ・消火器 ・パソコン（モニターを含む） ・トナーカートリッジ	しているタイヤ
廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		
動植物性残渣、鉍さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		
市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	・電動ベッド ・シニアカー ・電子ピアノ・電子オルガン ・ピアノ ・オルガン ・太陽熱温水器 ・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール（断熱材等） ・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	・電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ（厚さ10cm程度まで）のものは受け入れる。
土・石等	・土砂 ・河川土砂 ・掘削土砂 ・自然石	・マンション・アパートでプランターに使用していた土砂（事業系は除く）は45kg袋に入った状態で、10kg以下のもの15袋まで。 ・家庭用漬物石（事業系は除く）で、おおむね30cm以下のもの。

4 注意事項

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがあること。

5 受入基準の変更について

この基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせ、その都度、見直しを行い改訂するものとする。

H22.5.1 初 版
R5.12.8 改訂 6 版
R6.12.3 改訂 7 版

クリーンセンター響受入基準

1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 30 条第 2 項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 27 条で定める受入基準について記載したものである。

2 受入基準

当該施設は、一般廃棄物処理施設であり詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

排出者は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、空カン・空ビン、ペットボトル、古紙、不燃物等種類ごとに分別した状態で搬入し、搬入車両からの荷下ろしは、原則、搬入者が行うこととする。

(1) 可燃ごみ

＜ごみピットに投入するもの＞

紙くず	書類、段ボール、書籍等
繊維類	衣類、ネット（45リットル袋入りのもの）、ロープ（長さ100cm以内）、布製バッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。
軟質プラスチック	ビニールシート（大きさ100cm×100cm以内）、ゴムホース（長さ100cm以内）、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1日200kgまで受入れる。
草・わら・つる・落ち葉	45リットル袋入り。もしくは、45リットル袋程度に縛ること。 ※土を取り除くこと。
発泡スチロール	30cm×30cm×30cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等	1日45リットル袋5袋まで受入れる。

＜処理場に搬入するもの＞

木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等	棒状：長さ150cm×直径20cm以内 直径20cmを越える場合は、長さ20cmで輪切りにすること。 板状：長さ180cm×幅90cm以内 ※幹径20cm以上の大きな根は除く ※金属、ガラス等の異物を可能な限り取り除くこと。
-----------------------	--

草・わら・つる・落ち葉	1 5 0 c m以内 ※土を取り除くこと。
繊維類	畳、ござ、すだれ、よしず、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布
竹、笹	長さ 5 0 c m ※根を取り除くこと。
発泡スチロール	大きさ 3 0 c m × 3 0 c m × 3 0 c m を超え 6 0 c m × 6 0 c m × 6 0 c m 以内 ※ 1 日 2 0 0 k g まで受入れる。
体育館マット、ベッドマット等	幅 1 5 0 c m × 長さ 2 0 0 c m 以内
その他	ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。

(2) 不燃ごみ

種 類		受入れる廃棄物の例示	個別基準
家庭系一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破砕してあること。
		廃石こうボード	・石綿非含有のもの ※要証明 ・石綿非含有を証明できないものは、厚手の透明ビニール袋に二重包装し、入れ口を折り込み中身が動かないようにテープで1周巻き込みふさぐこと。 ・30cm を超えるものは 30cm 程度以下。 ・紙類が付着していないもの。
	金属くず	廃家電製品等	リサイクル制度のあるものは除く。
	廃プラスチック類	硬質のもの	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	上記以外の不燃物	上記以外の不燃物については、処理除外物以外は基本受け入れる。	

3 処理除外物（クリーンセンター響で受入できないもの）

基 準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物	・下関市以外で発生した廃棄物	
産業廃棄物		
有害性のあるもの	・感染性廃棄物（注射器、注射針等）、ボタン電池、コイン電池、蛍光灯等 ・P C B 及び P C B 汚染物を含むもの ・石綿（アスベスト）含有物	家庭系一般廃棄物のうち、1 日 10 本までの蛍光灯及び 1 日 5kg までの電池（乾電池、小型充電式電池、コイン電池（BR・CRのみ））。

危険性のあるもの	・劇薬、農薬等 ・毒性及び有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・石油類、塗料、シンナー等 ・火薬類、マッチ ・ガスボンベ類	石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ１日４５リットル袋１袋まで受入れる。 ライターについては、１日１kg程度まで受入れる（オイルまたはガスを抜いたものに限る）。
著しく悪臭を発するもの	・汚物類 ・ふん尿等	
特別管理一般廃棄物	・ＰＣＢ及びＰＣＢ使用製品 ・ばいじん ・感染性廃棄物等	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	・仏壇、仏具、神具、墓石等	
リサイクル制度等のあるもの	・特定家庭用機器 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等 ・自動車 ・オートバイ ・原動機付自転車 ・廃タイヤ ・ＦＲＰ船 ・消火器 ・パソコン（モニターを含む） ・トナーカートリッジ	・分解、解体されたパソコン ・タイヤの付いていないホイールのみ可 ・自転車、一輪車等に付属しているタイヤ
廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		廃油は一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ１日４５リットル袋１袋まで受入れる。
動植物性残渣、鉋さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		動物のふん尿は一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り１日４５リットル袋４袋まで受入れる。 動物の死体は一般廃棄物（家庭系）であれば

		30kg程度の小型獣（鶏、犬、猫等）1日1匹まで受入れる。
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	・電動ベッド・シニアカー ・電子ピアノ・電子オルガン ・ピアノ　・オルガン ・太陽熱温水器　・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール（断熱材等） ・大量の粉体（小麦粉、こんにゃく、シュレッダーくず等） ・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	・電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ（厚さ10cm程度まで）のものは受け入れる。
土・石等	・土砂 ・河川土砂 ・掘削土砂 ・自然石	・マンション・アパートでプランターに使用していた土砂（事業系は除く）は45ℓ袋に入った状態で、10kg以下のもの15袋まで。 ・家庭用漬物石（事業系は除く）で、おおむね30cm以下のもの。

4 注意事項

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがあること。

5 受入基準の変更について

この基準につきましては、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせ、その都度、見直しを行い改訂するものとする。